

「アクション・プラン」の推進体制について（案）

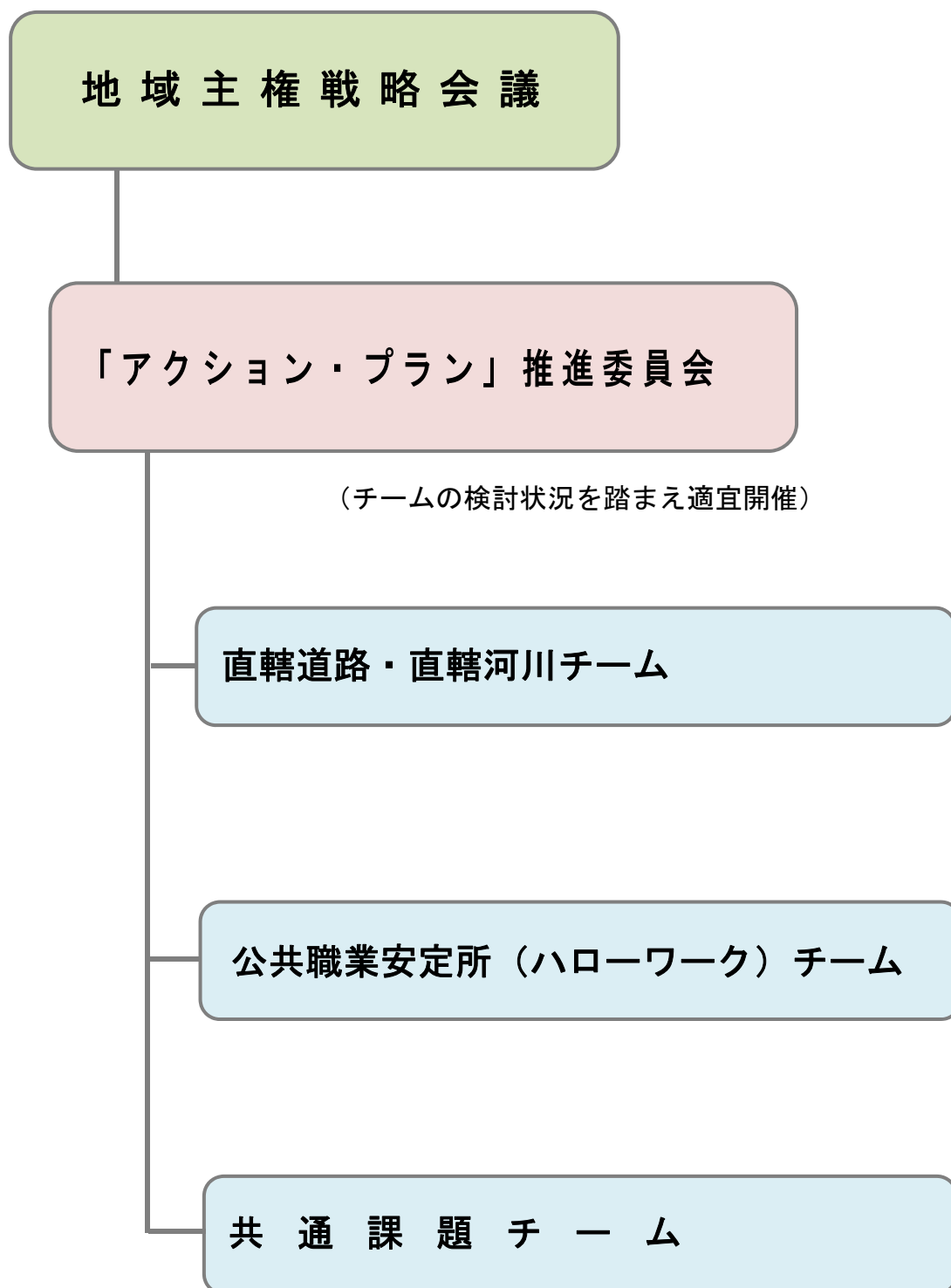
- 1 「アクション・プラン」（平成 22 年 12 月 28 日閣議決定）2（4）及び 3（3）に基づき、改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みとして、地域主権戦略会議の下に「アクション・プラン」推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。
- 2 推進委員会の委員長は内閣府特命担当大臣（地域主権推進）とし、推進委員会のその他の構成員は、委員長が指名する。
- 3（1） 次の表の右欄に掲げる課題を検討するため、推進委員会に左欄に掲げるチームを置き、各チームの主査は、委員長が指名する。

直轄道路・直轄河川チーム	「アクション・プラン」記 2（1）及び（2）
公共職業安定所（ハローワーク）チーム	「アクション・プラン」記 2（3）
共通課題チーム	「アクション・プラン」記 3（1）及び（2）

- （2） チームの構成員その他チームの運営に必要な事項は、主査が定める。

- 4 前各項に掲げるもののほか、推進委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

「アクション・プラン」の推進体制（案）



※上記のほか、広域的实施体制の枠組み作りについても、委員会で取り上げる。